

令和7年度「部活動の地域移行」推進事業 実証事業成果報告会

日時 令和8年2月6日（金）

14:00～16:30

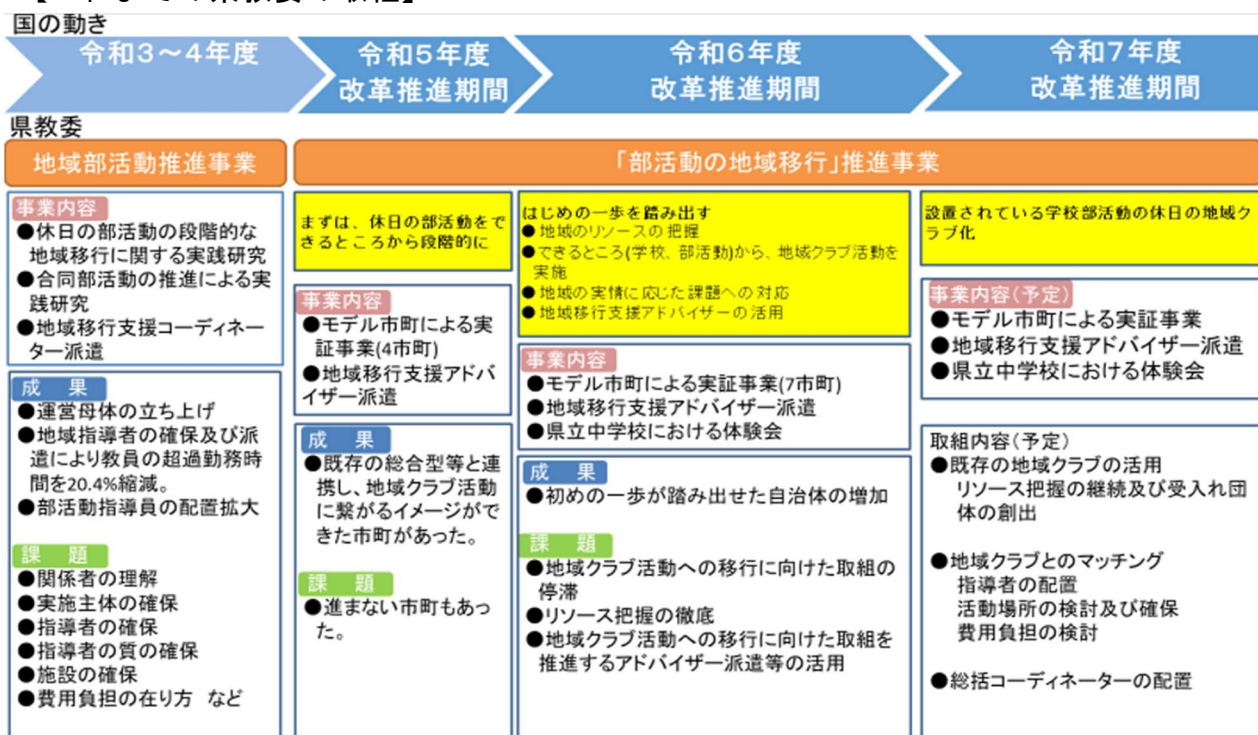
会場 県立図書館多目的ホール

次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 県教委から
 - ・事業まとめ
 - ・国の動向 等
- 4 実証事業実施12市町の成果報告
- 5 講 演
- (休憩)
- 6 国のガイドラインについて
- 7 県環境文化部から
 - ・来年度事業等
- 8 質疑応答
- 9 挨拶
- 10 閉 会

県教委からの説明

1 【これまでの県教委の取組】

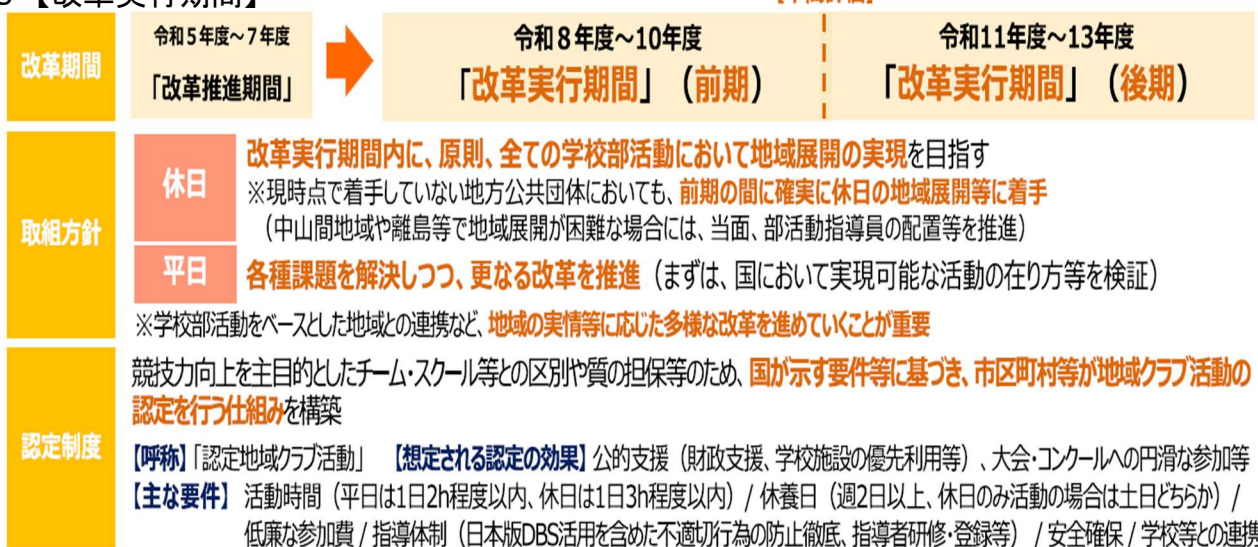


2 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」策定

令和7年12月末、文部科学省が令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、国としての考え方や具体的な取組内容を示した。

3 【改革実行期間】

【中間評価】



4 【今後について】

これまでも国の方向性に沿って、スポーツ・文化芸術活動の機会の提供を、学校主体の取組から地域主体の取組への移行を目指してきた。引き続き、関係部署、市町村及び関係団体等と連携し、学校部活動を地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによってスポーツ・文化芸術活動に新たな価値を創出し、より豊かで幅広い地域クラブ活動に移行できよう取組を推進する。

5 【参考】全国取組事例集(スポーツ庁・文化庁ホームページ)

URL: https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html 【事例集・全国取組紹介：スポーツ庁】

URL: <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html> 【事例集・全国取組紹介：文化庁】

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ① 地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ② 部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】



休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手
 （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）
 ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 **【想定される認定の効果】** 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダースHIP / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
 ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

二一ス反映・参画促進等 生徒等の二一スの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒の二一スを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

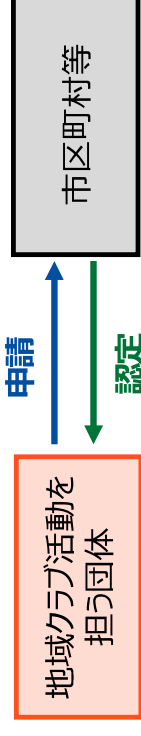
- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様な二一スを踏まえた大会等の開催等）

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定



認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施
 ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
 ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業 ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

令和7年度「部活動の地域移行」推進事業
実証事業成果報告会

県環境文化部スポーツ振興課 主 幹 川藤 圭一
令和8年2月6日（金） 岡山県立図書館

1

1

（3）県環境文化部から
地域クラブ活動環境整備事業
令和7年度の実施まとめ

2

2

今年度の取組

- 県内の地域クラブの現状把握
- 県内の指導者の把握と新たな掘り起こし
- 指導者の資質向上

- 1 整備状況調査の実施
○「おかやまスポーツナビ」への登録に向けた県内の地域クラブの把握
- 2 指導者研修会の開催
- 3 人材バンク「おかやまスポーツナビ」（スポーツ）の改修

3

3

1 整備状況調査

- 令和8年度から毎年1回実施
 - ・毎年8～9月頃実施
 - ・チラシ希望の場合は、部数を報告
(データで対応の場合は、報告不要)

- 調査の注意事項
 - ・ **中学生を受け入れて活動している全てのクラブ情報を提供**
 - ・ **文化・芸術分野も把握**
 - ・ **民間を含めて把握**
 - ・ **おかやまスポーツナビへの掲載可否の確認**

休日の部活動がなくなる!?
その前に! 岡山で私に合ったスポーツも! 文化芸術も!

地域クラブ

見つけたい!

住んでる地域のクラブがわかる
興味がある種別・曜日・分野から探す

地域クラブの見つけ方

- 1 地域を選ぶ
お住まいの地域や近隣の地域、気になる地域を選択する
- 2 種別・分野を選ぶ
興味のある種別・分野を選択する
- 3 地域クラブを選ぶ
気になる地域クラブを選択する
- 4 連絡(予約)する
気になる地域クラブを選択。メールや電話で問い合わせる
※見学はいつでも!

まずはQRコードからアクセスしてみてください!

OKAYAMA SPORTS NAVI
<https://okayama-muvi.jp>
おかやまスポーツナビ

4

4

2 指導者研修会

○令和7年度4回開催

第1回：令和7年8月31日（土） ピュアリティまきび
→ 経験者対象

第2回：令和7年11月22日（土） ピュアリティまきび（備前地区）

第3回：令和7年11月29日（土） 井原市民会館（備中地区）

第4回：令和7年12月21日（日） 津山鶴山ホテル（美作地区）

→ 初心者対象・経験者対象

内 容：子どもたちが安心・安全にスポーツ・文化芸術活動に取り組むために
スポーツハラスメント防止対策

引き続き、研修会へ「指導を希望する人」「興味・関心がある人」など
幅広く参加の呼びかけをお願いします

- ・競技や分野の経験者
- ・将来的に指導を希望する人（地域人材）
- ・保護者、大学生など興味
- ・関心がある人
- ・文化・芸術関係者
- ・資格の有無は問いません

5

5

3 人材バンクの改修

○おokayamaスポーツナビ（スポーツ）

- ・地域クラブ活動の登録及び検索方法を、より地域クラブ活動に特化
 - ・県内の地域クラブ活動を掲載（文化芸術活動も掲載）
- ※地域クラブ活動とは、中学生を受け入れて活動しているクラブ活動のことです。

随時登録情報の更新が可能！！

現在登録している地域クラブ情報は自分たちで変更可能
・活動場所、活動時間、参加費、連絡先…
※情報を変更した際には、随時変更してください。

※地域クラブ活動を追加・削除する場合は、県までご連絡ください。

6

6

来年度の取組

- 県内の地域クラブの現状把握
- 県内の指導者の把握と新たな掘り起こし
- 指導者の資質向上
- 国の補助事業を活用した財政支援

- 1 整備状況調査の実施
 - 「おかやまスポーツナビ」への登録に向けた県内の地域クラブの把握
- 2 指導者研修会の開催
 - 「認定地域クラブ活動指導者」に向けた研修メニューの検討
- 3 財政支援に係る予算措置

引き続き、ご協力をお願いします。

7

7

来年度事業（県予算）について

重点事業調書

担当部局・課名	環境文化部スポーツ振興課、文化振興課		
重点事業の名称	おかやま版 地域クラブ活動推進事業		
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム 9 生きがい・元気づくり支援プログラム
現状課題 必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までの改訂準備期間において、学校施設活動の地域連携・地域移行（R7年度より地域移行）に取り組む市町村が増加してきた。 国は、新たに令和8年度から13年度までを改訂実行期間と位置づけ、8～10年度を前期、11～13年度を後期として設定した。 これまで、県教育委員会と連携し、市町村を支援するとともに、受け皿である指導者の確保や資質向上に努めてきた。 <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までに24市町村（岡山市以外）が取り組むとしていたものの、一部の学校や部活動ごとでまわっている状況。 これまで、国の実証事業に取り組んできた市町村では、活動費用（指導者謝金等）のあり方が課題。 改訂実行期間内に地域移行等を確実に着手していくにあたり、推進体制の整備、指導者の確保等、様々な課題を解決する必要があり、対応に苦慮する市町村が一定数存在する。 令和8年度から、部活動の地域移行等の全国的な実証期間に入り、当実施期間において、原則、全ての学校施設活動において、休日の地域移行の実現を目指すこととされ、前期で着手する必要があることから、スポーツ・文化関係団体、学校、地域の関係者等と連携し、その方策の検討や戦略策定に向け、情報共有を図るとともに、地域クラブ活動の推進に向け、国庫補助制度を活用し、市町村等を支援していく必要がある。 地域クラブ活動の推進に向け、地域の指導者確保や、適切な指導が行えるよう、指導者の資質向上を図る必要がある。 		
	事業内容	<p>1 市町村等支援事業（40,379千円） 総額：R10</p> <p>(1)情報共有（379千円） 総額：R10</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県教委と連携し、市町村、関係団体等を構成員として、引き続き、連絡会議の場を設けるとともに、これまでの連絡会議（県主催）や実証事業（教育庁主催）で得られた経験等の解決策や市町村等への支援方策等の情報共有を行う。また、全市町村を構成員とすることで、成功事例等の模範期につなげる。 ② 県HP等へ県々の取組状況を掲載し、広く周知する。 ③ 地域クラブ活動団体の必要要件を設定する。 <p>(2)新規地域クラブ活動の推進（40,000千円） 総額：R10</p> <p>市町村を通じて、地域クラブ活動に係る経費を補助し、活動体制を推進する。（国：県：市町村=1：1：1）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県ガイドラインの策定 ② 認定地域クラブ活動の活動費の支援 ③ 経理的経路世帯の子どもたちへの支援 ④ 推進体制の整備 等 <p>2 指導者の育成・登録促進等体制整備事業（4,388千円）</p> <p>(1)認定研修会の開催（1,036千円） 総額：R10</p> <p>地域でのクラブ活動が円滑に実施されるよう、研修に必要となる知識を有した指導者を多く確保するとともに、指導者の資質の向上を図ることを目的とし、国のガイドラインを踏まえた研修会を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スタートコーチレベルに相当 	

8

8

来年度事業（県予算）について

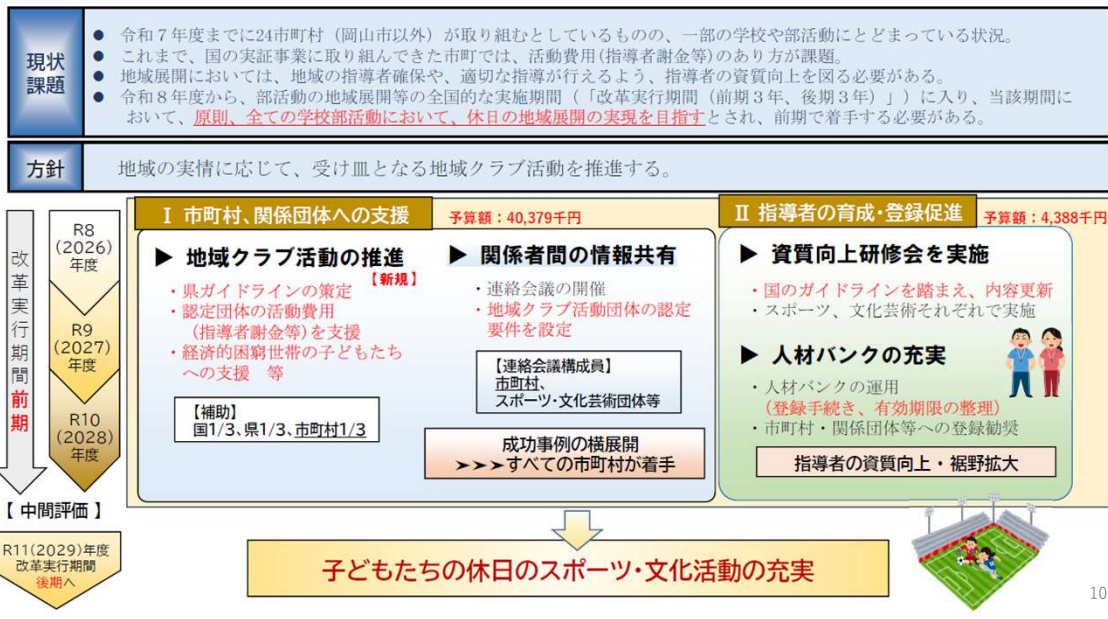
事業効果	親睦型活動者、指導希望者、大学生等、これから地域クラブ活動の指導者となり得る人を対象とした研修を実施する。 ② コーチ1レベルに相当 中央から専門的な講義ができる講師を招き、すでに活動している指導者を中心に、さらなる資質の向上を図る研修を実施する。 <内容> ・コーチングについて ・ジュニア期の指導について ・ハラスメントの防止について ・安心・安全な環境の整備について 等 (2)指導者人材バンク「おかやまスポーツナビ」「マイニングおかやま」の充実 (3,352千円) 総期：R10 ・地域クラブの認定要件を踏まえた人材バンクの運営及び充実 ・登録促進に向けた啓発					
	・地域の実情に応じて、受け皿となる地域クラブ活動を推進し、子どもたちの休日のスポーツ・文化活動の充実を図る。 ・地域クラブ活動への推進に必要なガイドラインや地域クラブの認定要件、各種先進事例等を県内市町村と共有し、県全体での取組を推進する。 ・地域指導者の人材バンク機能を充実させ、学校と地域との連携強化につなげる。					
事業目標	事業	生き生き指標 等		現状値	目標値	差
	1, 2	地域実情に応える取組の推進として学校との連携を行っている総合型地域スポーツクラブの割合(第2次岡山県スポーツ推進計画)		48.4%(R6)	50.0%(R10)	1.6%
事業費の見積もり	区分	R7 予算額	R8 予算要求額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
	事業費(単位:千円)	7,218	44,767	44,767	44,767	
	国庫					
	起債					
	その他特定財源	518	21,462	21,462	21,462	
一般財源	6,700	23,305	23,305	23,305		

9

9

来年度事業（県予算）について

おかやま版 地域クラブ活動推進事業



10

10

来年度事業（県予算・補正）について

(単位：千円)

分類	事 項 名	既定予算額	補正協議額	説 明
一般	部活動の地域移行整備 事業費 《文化振興課、 スポーツ振興課》	7,218	63,500	令和8年度からの改革実行期間に向けて必要な経費として、推進体制の整備等の補助に要する経費

11

11

来年度事業（国・補助金）について

部活動の地域展開等推進事業 補助金メニュー

- i 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
- ii 地方公共団体の体制整備等
- iii 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応
- iv 中学校における部活動指導員の配置支援
- v 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

12

12

来年度事業（国・補助金）について

i 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

○休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について補助
※平日の活動の実施に要する経費について対象外

・補助割合：国1/3 県1/3 市町村1/3

・主な補助対象経費：人件費、諸謝金、旅費、保険料等
※施設整備費は対象外

・補助要件：県又は市町村が認定した「認定地域クラブ活動」が対象
※県・市町村が自ら地域クラブを運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む。

13

13

来年度事業（国・補助金）について

ii 地方公共団体の体制整備等

○部活動の地域展開等に向けた推進体制の整備に要する経費について補助
(コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段の確保等)

・実施主体：県が実施する事業
市町村が実施する事業に対して、県が補助する事業

・補助割合：県の体制整備等に要する経費 国1/3 県2/3
市町村の体制整備等に要する経費 国1/3 県1/3 市町村1/3

・主な補助対象経費：人件費、諸謝金、旅費、委託費等
※施設整備費は対象外
☆市町村が外部団体等へ補助することはできない。

14

14

来年度事業（国・補助金）について

iii 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

○平日の部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施する。**

○主な重点課題から解決に向けて取り組む課題を1つ以上を選択し、実施する。（最大6）
※独自の課題の設定は不可

・実施主体：県が実施する事業
市町村が実施する事業に対して、県が補助する事業

・補助割合：1県当たり ス100,000千円程度 文26,000千円程度 **国10/10**

・主な補助対象経費：人件費、諸謝金、旅費、委託費等
※施設整備費は対象外

・**報告書の作成**
実証事業で得られた改善策や方向性等の検討結果等の**成果等**について、報告書を作成する。

15

15

来年度事業（国・補助金）について

iv 中学校における部活動指導員の配置支援

このあと、県教育委員会から説明します。

16

16

来年度事業（国・補助金）について

▽ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

○経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒の保護者に対し、**地域クラブ活動に必要な参加費及び保険料を支援するのに要する経費を補助**

・実施主体：県・市町村が実施する事業に対して、**国が補助する事業**

・補助割合：国 1/2 県・市町村 1/2

・補助対象経費：経済的困窮世帯の生徒に係る**地域クラブ活動の参加費及び保険料**

・補助要件：**県又は市町村が認定した「認定地域クラブ活動」が対象**

※県・市町村が自ら地域クラブを運営し、認定したものとみなされる場合

【「経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒」 に該当する者】

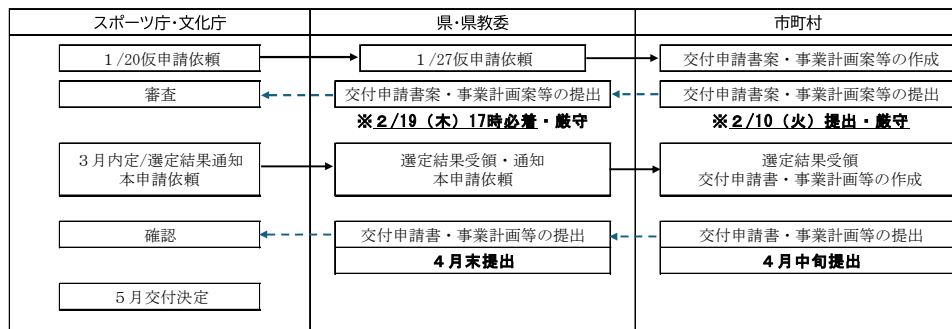
- ① 生活保護世帯の生徒
- ② 住民税非課税世帯の生徒
- ③ ①②に準ずると認められる世帯の生徒（市町村が次のいずれかに該当するものとして認定）
 - ア 児童扶養手当の支給 イ 市町村民税の減免
 - ウ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 エ 国民年金保険料の免除
 - オ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものなど、ア～エに準ずると認められるもの

17

17

来年度事業（国・補助金）について

補助金申請のスケジュール（案）



18

18

来年度事業（国・補助金）について
補助金申請提出先

- i 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
- ii 地方公共団体の体制整備等
- iii 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応
- v 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

県環境文化部 スポーツ振興課（スポーツ） 文化振興課（文化芸術）

iv 中学校における部活動指導員の配置支援

県教育委員会 保健体育課（運動部・文化部）

19

19

おわりに

子どもたちの地域でのスポーツ、文化・芸術活動の環境整備に向け、
ご協力をお願いします。

- ・引き続き、県事業を活用いただくとともに、要望をお知らせください。
- ・ご質問等ございましたら、下記担当者までご連絡ください。

【本事業の問い合わせ】

○スポーツ担当

県環境文化部スポーツ振興課
主幹 川藤 圭一

T E L : 086-226-7467

E-mail : keiichi_kawafuji@pref.okayama.lg.jp

○文化担当

県環境文化部文化振興課
副参事 谷口 恵祥

T E L : 086-226-7903

E-mail : keishiyou_taniguchi@pref.okayama.lg.jp

20

20

市町村（組合）教育委員会
部活動指導員配置事業関係課長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長

令和 8 年度部活動指導員配置事業に係る仮申請書の提出について（依頼）

このことについて、県からスポーツ庁及び文化庁に関係資料を提出するに当たり、各市町村における部活動指導員の配置希望人数等を把握する必要がありますので、補助金の交付を希望する市町村は、次のとおり御提出ください。

記

1 送付資料

- (1) 積算根拠資料（Excel データ）
- (2) 【記入例・記入要領】積算根拠資料（国作成、県追記）
- (3) 補助金交付要綱（案）及び実施要領（案）（国作成）
※交付要綱及び実施要領は案であり、今後変更が生じる場合があります。
正式な交付要綱等は、国から届き次第送付します。

2 提出資料

- (1) 積算根拠資料（Excel データ）
※運動部・文化部のそれぞれについて「①通常指導員分」及び「②休日指導員分」のシートがあります。（計 4 シート）
- (2) 根拠規定の写し等（報酬、交通費の単価基準がわかる資料）
※交通費に係る根拠規定については、交通費を補助対象経費に計上している市町村のみ。
- (3) 休日に部活動指導員を配置する場合の根拠資料 ※該当市町村のみ提出
【①地域展開に至る前段階として部活動指導員の配置を行うもので、改革実行期間終了時までには計画的に地域展開に繋げていく取組の場合】
・市町村が策定する部活動改革に関する方針等改革実行期間終了時までには計画的に地域展開に繋げていく取組であることが確認できる書類
【②中山間地域や離島をはじめ特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合の取組の場合】
・市町村が困難と判断した具体的な理由等が確認できる書類

3 提出期限

令和8年2月10日（火）期限厳守

4 提出先及び提出方法

本件運動部活動担当宛（miu_tanikawa@pref.okayama.lg.jp）に、メールにて提出

※文化部に関する資料も、上記担当宛に御提出ください。

※補助金の交付を希望しない市町村は、メール本文に「希望なし」の旨記入し、上記担当宛に御報告ください。

5 留意事項

- ・ 休日に部活動指導員を配置する場合は、次の①又は②の取組を行う場合に限り、補助対象となります。
 - ①「地域展開に至る前段階として部活動指導員の配置を行うもので、改革実行期間終了時まで計画的に地域展開に繋げていく取組」
 - ②「中山間地域や離島をはじめ特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合の取組の場合」
- ・ 国における担当省庁が運動部はスポーツ庁、文化部は文化庁であるため、同一市町村内における運動部と文化部の間での部活動指導員の配置換えができないことに御留意ください。
- ・ 各市町村の仮申請額が県の予算を上回る場合は、過去の配置実績・補助金の執行状況等を勘案し、査定を行う場合があります。
- ・ 1部活動当たりの年間配置時間数を通常指導員分は210時間、休日指導員分は105時間としていますので、これを超過する時間数は、補助対象となりません。
- ・ 事業実施に当たっては、部活動指導員が指導及び引率を行う場合、原則、単独で指導及び引率を行ってください。

本件担当 （運動部活動）

岡山県教育庁保健体育課振興班 谷川

電 話：086-226-7590（直通）

メール：miu_tanikawa@pref.okayama.lg.jp

（文化部活動）

岡山県教育庁生涯学習課企画推進班 中村

電 話：086-226-7596（直通）

メール：tsutomu_nakamura@pref.okayama.lg.jp